

○下請契約からの社会保険等未加入建設業者の 排除等に係る事務手続について

平成28年2月26日 建管第2566号
各部長、各種委員会事務局長、議会事務局長、各
部局長、各地方部局長あて農政部長、水産林務部
長、建設部長、出納局長

〔沿革〕 平成30年3月23日建管第1884号改正

北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）の平成28年2月26日付け一部改正を踏まえ、同規則別記建設工事請負標準契約書式（以下「契約書」という。）第6条の2の規定に係る事務手続を次のとおり定め、平成28年4月1日以後において行われる公告その他契約の申込みの誘引に係る契約について適用することとしたので、事務処理を適切に行ってください。

記

1 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除

下請契約を締結する工事において、受注者は、原則として、契約書第6条の2により健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約の相手方としないこととする。

2 社会保険等未加入建設業者の排除に関する具体的な手続

(1) 社会保険等未加入建設業者の確認等

工事監督員は、受注者から公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項に基づき提出された施工体制台帳（以下「施工体制台帳」という。）に記載された全ての建設業者について、社会保険等未加入建設業者に該当するか否かを確認するものとする。

ア 受注者と直接下請契約を締結する建設業者（以下「一次下請負人」という。）が社会保険等未加入建設業者である場合

(7) 工事監督員は、当該社会保険等未加入建設業者に係る部分の施工体制台帳の写し（当該下請契約の契約書面を含む。）を支出負担行為担当者に送付するものとする。併せて、受注者に対し、当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面（以下「理由書」という。）を別記第1号様式により速やかに提出するよう工事に係る施工協議簿等により通知を行うものとする。

なお、この際、理由書によっても社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となること等の特別の事情があると発注者が認めない場合には、契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知し、その写しを支出負担行為担当者に送付するものとする。

(イ) 工事監督員は、受注者から理由書が提出された場合は、支出負担行為担当者へ理由書を送付するものとする。

(ウ) 支出負担行為担当者は、工事監督員から理由書の送付があった場合は、特別の事情に該当するか否かを決定するものとする。

また、理由書が提出されなかった場合には、当該特別の事情を有しないものとみなして差し支えない。

イ ア以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合

工事監督員は、当該社会保険等未加入建設業者に係る部分の施工体制台帳の写し（当該下請契約の契約書面を含む。）を支出負担行為担当者に送付するものとする。

併せて、受注者に対し、当該下請負人が社会保険等に加入することを指導するよう通知するものとする。また、当該通知を行った日から30日以内に、未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）又は理由書を支出負担行為担当者に提出することを求めるものとする。この際、当該期間（延長があった場合は、延長後の期間）内に確認書類が提出されず、かつ、当該特別の事情を有すると認められなかった場合には、契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知し、その写しを支出負担行為担当者に送付するものとする。

なお、受注者に対する通知は、工事に係る施工協議簿等により行うものとする。ただし、受注者が当該下請負人に適切に加入指導を行っているなど、相当の理由があると発注者が認める場合は、発注者は、確認書類又は理由書の提出期間を60日（当該下請負人が、二次下請負人（一次下請負人が、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合における当該他の建設業を営む者をいう。）以外の下請負人のときは90日）に延長することができるものとする。

受注者から提出期間の延長の求めがあった場合、支出負担行為担当者は、その結果について、別記第2号様式又は別記第2-2号様式により受注者に通知し、その写しを工事監督員に送付するものとする。

その後受注者から理由書が提出された場合の取扱いは、アの(イ)及び(ウ)に準ずるものとする。

(2) 受注者に対する通知等

ア (1)のイに該当する場合

(7) 特別の事情を有すると認めた場合

支出負担行為担当者は、別記第3号様式により受注者に対し特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、30日以内に当該社会保険等未加入建設業者が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認するとともに、確認書類を提出するよう請求するものとする。

なお、受注者から当該期間内に確認書類が提出されなかった場合には、契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

(イ) 特別の事情を有しないと認めた場合

支出負担行為担当者は、別記第4号様式により受注者に対して、特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由、また、工事請負契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

イ (1)のイに該当する場合において、同規定に定める期間（延長があった場合は、延長後の期間）内に確認書類が提出されなかったとき

(7) 特別の事情を有すると認めた場合

支出負担行為担当者は、別記第3-2号様式により受注者に対し特別の事情を有

すると認めたと旨を通知するとともに、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するよう求めるものとする。

(1) 特別の事情を有しないと認めた場合

支出負担行為担当者は、別記第4-2号様式により受注者に対して、特別の事情を有しないと認めたと旨及びその理由、また、契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

3 社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した受注者に対する指名停止等

(1) 指名停止要件該当者の報告

支出負担行為担当者は、2の(2)のアの(7)において支出負担行為担当者の指定する期間内に確認書類の提出がなかった場合又は2の(2)のアの(1)若しくは2の(2)のイの(1)に該当する場合は、当該受注者について、競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の制定について」）第7の規定に基づき、主管の部長等（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第2条第1号に規定する部長等をいう。）に報告するものとする。

(2) 工事施行成績評定の減点

支出負担行為担当者は、当該受注者について、指名停止の通知があった場合は、北海道請負工事施行成績評定要領（平成10年2月18日付け建情第686号）等に基づき、工事施行成績の減点を行うものとする。

（農政部農村振興局事業調整課事業管理グループ
水産林務部総務課管理グループ
建設部建設政策局建設管理課工事管理グループ
出納局財務指導課企画グループ）

(別記第1号様式)

社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とした理由書

年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

住 所
受注者
氏 名

工 事 名

年 月 日付けで契約を締結した上記建設工事について、〇〇法第〇〇条の規定による届出の義務を履行していない「(建設業者)」と下請契約を締結したので、当該理由について、次のとおり申出します。

記

理由 〇〇のため

(注1) 下線部については、当該下請負人が未加入の保険について該当するものを記載すること。

「健康保険法第48条」「厚生年金保険法第27条」「雇用保険法第7条」

(別記第2号様式)

【二次：期間の延長通知（承認）】

(記号) 第 号
 年 月 日

(受注者) 様

(支出負担行為担当者)

契約書第6条の2第2項第2号に基づく確認書類又は理由書の提出期間
の延長について

年 月 日付けで契約した「〇〇工事」について、〇次下請負人である「(建設業者)」が、〇〇法第〇条の規定による届出の義務を履行していないことが確認されたことから、確認書類（届出をした事実を確認することのできる書類）又は理由書の提出について 年 月 日までに提出するよう、年 月 日付けで通知したところです。

しかし、年 月 日付けで貴社が提出した標記件に係る書類により、貴社において、「(建設業者)」に対する〇〇保険に加入するよう適切な指導を行っており、当該期間内に確認書類又は理由書を提出できない相当の理由があると認められるため、提出期間を 年 月 日（二次下請負人の場合は、上記通知をした日から60日間（三次以下の下請負人は90日間）まで延長するものとします。

なお、延長後の期日までに書類の提出がない場合は、契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなりますので併せて通知します。

(部 課 係)

(注1) 下線部については、当該下請負人が未加入の保険について該当するものを記載すること。

「健康保険法第48条」「厚生年金保険法第27条」「雇用保険法第7条」
「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」

(別記第 2 - 2 号様式)

【二次：期間の延長通知(未承認)】

(記号) 第 号
 年 月 日

(受注者) 様

(支出負担行為担当者)

契約書第 6 条の 2 第 2 項第 2 号に基づく確認書類又は理由書の提出期間
の延長について

年 月 日付けで契約した「〇〇工事」について、〇次下請負人である「(建設業者)」が、〇〇法第〇条の規定による届出の義務を履行していないことが確認されたことから、確認書類(届出をした事実を確認することのできる書類)又は理由書の提出について 年 月 日までに提出するよう、年 月 日付けで通知したところです。

その後、年 月 日付けで貴社から標記件に係る書類が提出されましたが、貴社において、「(建設業者)」に対する〇〇保険に加入するよう適切な指導を行っていることを確認できず、当該期間内に確認書類又は理由書を提出できない相当の理由があるとは認められないため、提出期間の延長は行いません。

なお、当該期日までに書類の提出がない場合は、契約書第 6 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなりますので併せて通知します。

(部 課 係)

(注 1) 下線部については、当該下請負人が未加入の保険について該当するものを記載すること。

「健康保険法第 4 8 条」「厚生年金保険法第 2 7 条」「雇用保険法第 7 条」
「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」

(別記第3号様式)

【一次：特別の事情承認】

(記号) 第 号
 年 月 日

(受注者) 様

(支出負担行為担当者)

契約書第6条の2第2項第1号アに定める特別の事情について

工 事 名

年 月 日付けで提出のあった理由書を確認した結果、契約書第6条の2第2項第1号アに定める特別の事情を有すると認めたとので通知します。

つきましては、年 月 日までに、「(建設業者)」が、〇〇法第〇条の規定による届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を提出してください。

なお、当該期日までに書類の提出がない場合は、契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなりますので併せて通知します。

(部 課 係)

(注1) 下線部については、当該下請負人が未加入の保険について該当するものを記載すること。

「健康保険法第48条」「厚生年金保険法第27条」「雇用保険法第7条」

(別記第3-2号様式)

【二次：特別の事情承認】

(記号) 第 号
 年 月 日

(受注者) 様

(支出負担行為担当者)

契約書第6条の2第2項第2号アに定める特別の事情について

工 事 名

年 月 日付けで提出のあった理由書を確認した結果、契約書第6条の2第2項第2号アに定める特別の事情を有すると認めたので通知します。

なお、当該工事については、「(建設業者)」を下請負人とすることができませんが、引き続き、当該下請負人が、〇〇法第〇条の規定による届出の義務を履行し、〇〇保険に加入することを指導するよう求めます。

(部 課 係)

(注1) 下線部については、当該下請負人が未加入の保険について該当するものを記載すること。

「健康保険法第48条」「厚生年金保険法第27条」「雇用保険法第7条」
「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」

(別記第4号様式)

【一次：特別の事情不承認】

(記号) 第 号
 年 月 日

(受注者) 様

(支出負担行為担当者)

契約書第6条の2第2項第1号アに定める特別の事情について

工 事 名

年 月 日付けで提出のあった理由書を確認した結果、契約書第6条の2第2項第1号アに定める特別の事情を有しないと認めたので通知します。

つきましては、契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなりますので併せて通知します。

記

理由 ○○のため

(部 課 係)

(別記第4-2号様式)

【二次：確認書類無／特別の事情不承認】

【二次：確認書類無・理由書無】

(記号) 第 号

年 月 日

(受注者) 様

(支出負担行為担当者)

契約書第6条の2第2項第2号アに定める特別の事情について

工事名

年 月 日付けで契約した上記工事について、○次下請負人である「(建設業者)」が、○○法第○条の規定による届出の義務を履行していないことが確認されたことから、確認書類(届出をした事実を確認することのできる書類)又は理由書の提出について 年 月 日【期間延長を認めた場合は延長後の期間】までに提出するよう、年 月 日付けで通知したところです。

しかし、提出期限である 年 月 日までに確認書類の提出がされなかったほか、年 月 日付けで提出のあった理由書を確認した結果、契約書第6条の2第2項第2号アに定める特別の事情を有しないと認めたので通知します。

つきましては、契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなりますので併せて通知します。

記

理由 ○○のため

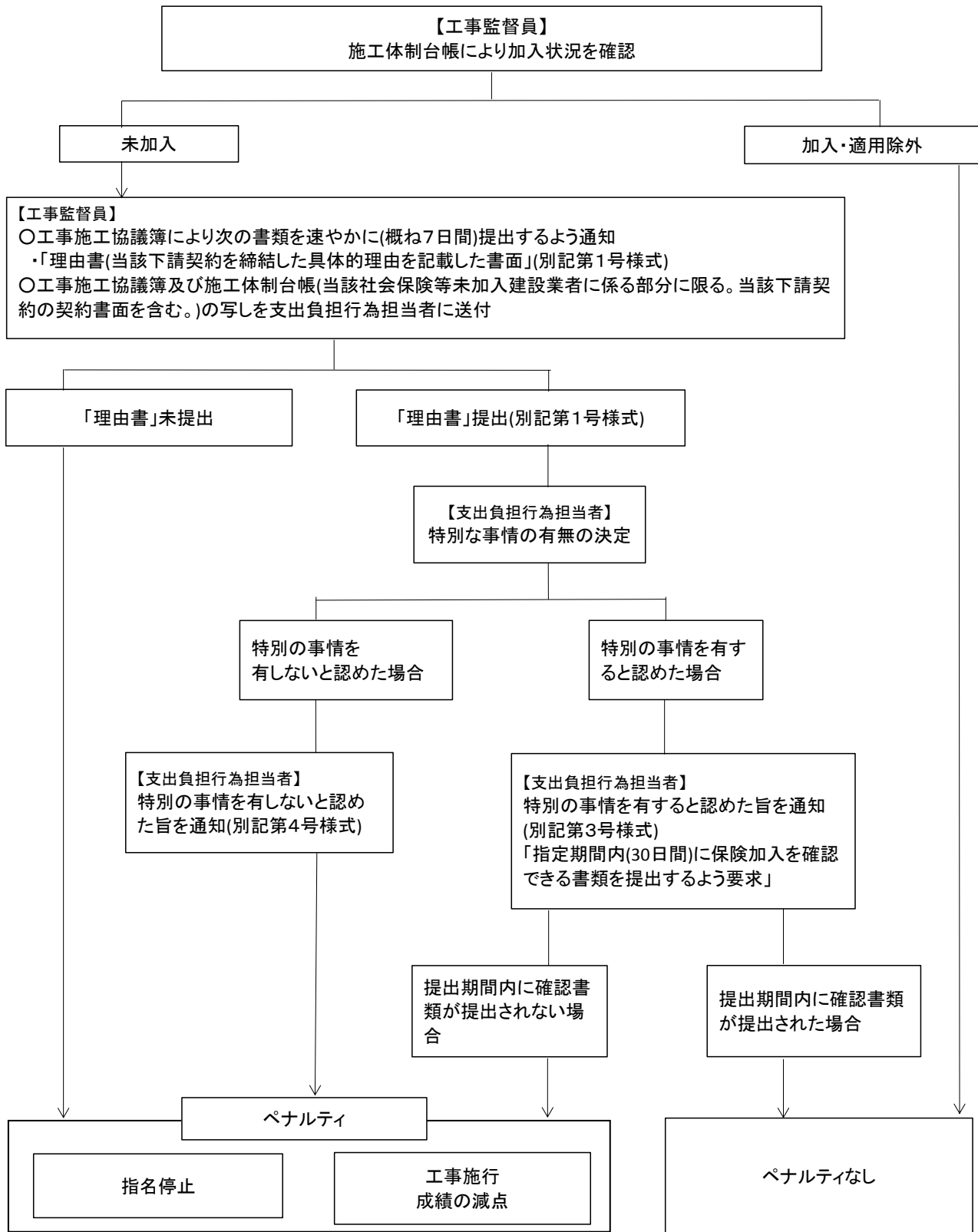
(部 課 係)

(注1) 下線部については、受注者から提出期間延長の申出(書面)があった場合に、相当の理由があるとして、延長を認めた期間を記載すること。

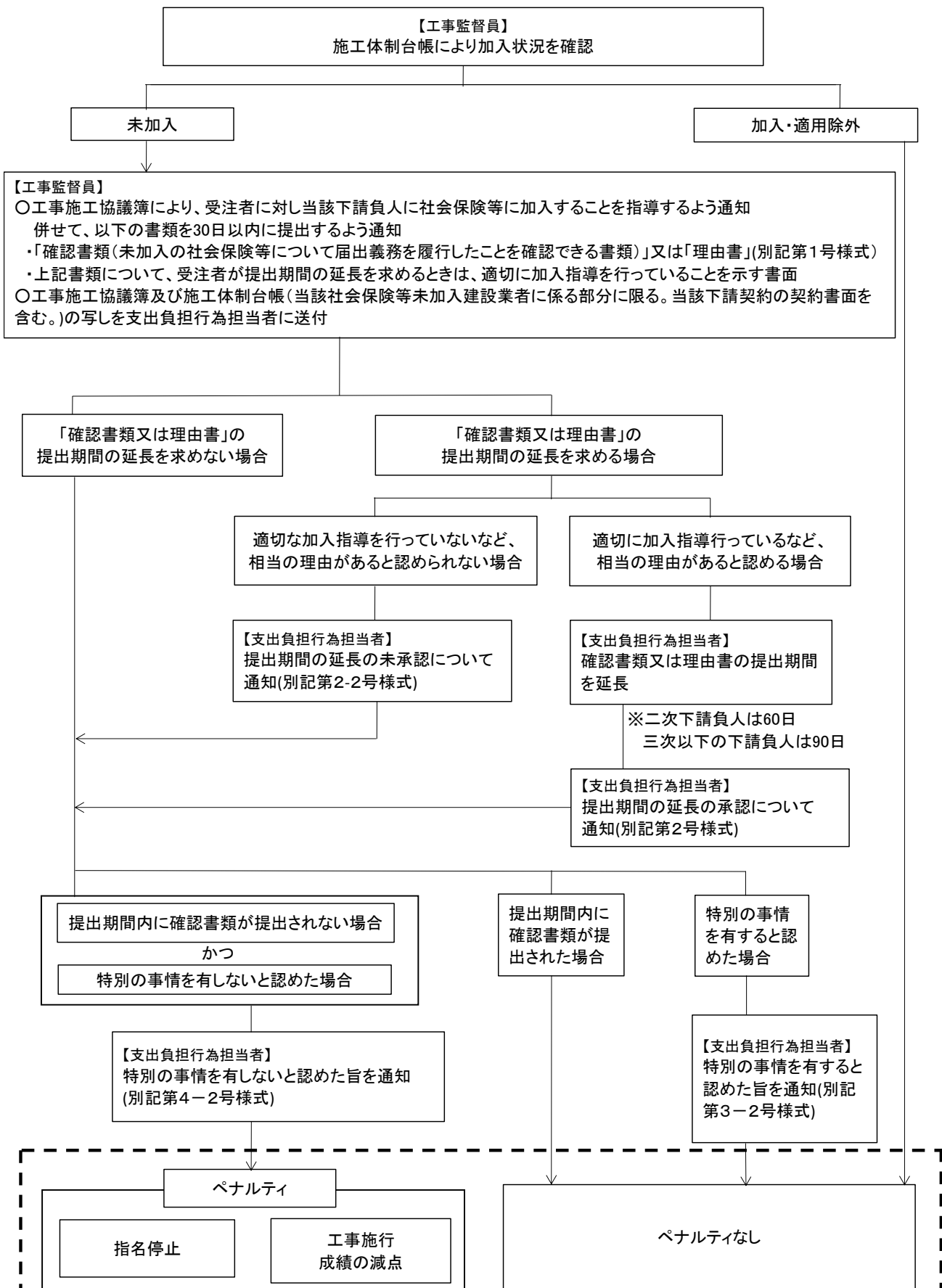
(注2) 確認書類及び理由書の提出が無かった場合は、波線部分を次のように改め、「記」及び「理由」を削除して使用すること。

「理由書の提出もありませんでしたので、契約書第6条の2第2項第2号アに定める特別の事情を有しないものとみなしましたので通知します。」

下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等に係る事務手続フロー(1次下請)



下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等に係る事務手続フロー(2次下請)



※平成30年9月30日以前に行われる公告その他契約の申込みの誘引に係る契約については、ペナルティの適用はしない